



平成17年度 行政執行方針

平成17年第1回東川町議会定例会が開催され、初日となる3月9日、松岡市郎町長ならびに三宅良昌教育長が平成17年度の町行政ならびに教育行政の執行方針を述べました。住民の皆様にお知らせします。

はじめに

今年の開拓110周年、写真の町宣言20周年の節目の年であります。早いもので住民の皆様から町長という辞令をいただき3年目を迎えることとなりました。今、私たちには先人の開拓に学びながら、新しい時代の流れに順応できる施策を展開していくことが求められております。

私は行政が行うべき業務は、常に「住民の福祉向上」にあるべきと考え、その福祉を大きく「住民の繁栄、住民の安全・安心、住民の幸福」の3つに分け、議会を始め、住民の皆様のご理解をいただき各種の施策の展開を図り、基礎自治体としての基

盤機能の充実に努めて参りたいと思えます。

行政運営の基本的な考え方

行政執行の基本的な考え方は、受動的、待ちの姿勢ではなく積極的、能動的な姿勢で運営に当たっていきます。国が実施する三位一体の改革の動向にも注視しながら、職員とともに厳しい状況を共有し、自律（立）姿勢を基本として各種の施策の展開を図ります。

限られた財源の中で、住民福祉の維持向上を図り、持続可能な基礎自治体運営には行政コストの縮減が恒久的な課題となっており、今年はいよいよ具体的なコ